

議案第 6 5 号

関市総合福祉会館条例の一部改正について

関市総合福祉会館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

関市長 山 下 清 司

提案理由

関市総合福祉会館にみんなのへやを設置するため、この条例を定めようとする。

関市総合福祉会館条例の一部を改正する条例

関市総合福祉会館条例（平成１０年関市条例第３６号）の一部を次のように改正する。

別表第１に次のように加える。

みんなのへや	９００	１，２００	１，０５０	２，１００	２，２５０	３，１５０
--------	-----	-------	-------	-------	-------	-------

別表第１備考１の表を次のように改める。

区分	金額（円）			
	３－１～３－３ 会議室（１室 当たり）	３－１～３－３ 和室（１室 当たり）	創作活動室	みんなのへや
延長料金 （１時間）	２００	１５０	３５０	３００

別表第１備考２の表を次のように改める。

区分	金額（円）			
	３－１～３－３ 会議室（１室 当たり）	３－１～３－３ 和室（１室 当たり）	創作活動室	みんなのへや
冷暖房料	４００	３００	５００	６００

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 市長は、この条例の施行の日前においても、改正後の別表第１に規定するみんなのへやに係る使用許可申請の受付その他の準備行為をすることができる。